

医政発 0323 第 21 号
令和 5 年 3 月 23 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」の一部改正について

病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについては、「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」（平成31年3月15日付け医政発0315第4号厚生労働省医政局長通知。以下「取扱通知」という。）に基づき、管下の医療機関に対して指導をお願いしているところです。

今般、診療用放射線照射装置使用室に設置されたCTエックス線装置の使用方法について、令和3年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）による「新規及び既存の放射線診療に対応する放射線防護の基準策定のための研究」（主任研究者：細野真 近畿大学医学部放射線医学教室教授）における研究結果及び第2回「医療放射線の適正管理に関する検討会」（令和5年1月26日開催）において議論された内容を踏まえ、「適切な防護措置」を遵守する場合には、体外照射による放射線治療に要する画像を得るために診療用放射線照射装置使用室に設置されたCTエックス線装置による撮影を行うことを可能とすることとしました。ついては、本日付けで別添の新旧対照表のとおり取扱通知を改正するため、貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、管下の関係医療機関等に周知方お願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。